

# 公 告

## 佐伯河川国道事務所管内における災害時等復旧対策調査業務(地質)等に関する基本協定の締結

次のとおり公告します。

平成25年 2月 12日

九州地方整備局

佐伯河川国道事務所長 中野 道男

### 1 基本協定の概要等

#### (1) 基本協定の目的

本協定は、佐伯河川国道事務所が管理する直轄区間及び災害対策本部長（九州地方整備局長）から出動命令等指示された場所において、災害が発生若しくは災害の発生が予測された場合、緊急的に地質調査等を行うことを想定し、あらかじめ実施業者を定め、災害の拡大防止と被害施設の早期復旧に資することを目的としている。

#### (2) 災害協定対象区間

佐伯河川国道事務所直轄管理区間及び災害対策本部長（九州地方整備局長）から出動命令等、指示された場所。なお、佐伯河川国道事務所直轄管理区間は以下の通り。

佐伯河川国道事務所管内 一般国道10号、57号  
東九州自動車道(蒲江IC～北浦IC)  
番匠川、堅田川、井崎川、久留須川

#### (3) 基本協定の内容

佐伯河川国道事務所直轄管理区間において発生した災害に関する地質調査等に関し、これに必要な組織、災害調査の能力等の確保を定め、災害の拡大防止と被害施設の早期復旧に期することを目的として、試行するものである。

#### (4) 基本協定期間

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

#### (5) 基本協定の締結業者の選定

本協定締結業者の選定については、地域の精通度、業務実績、災害調査の能力から総合的に評価して、協定締結業者2社程度を決定する。

#### (6) 災害時等復旧対策設計業務の実施方法

基本協定締結後、災害等が発生し緊急的に地質調査等を実施する場合は、速やかに業務請負契約を締結する。業務の実施に当たっては関係法令を遵守するものとする。

但し、基本協定を締結した場合でも災害等の発生がなかった場合は、実際の業務を行わないこととする。

#### (7) 協定締結日は平成25年4月1日とする。

なお、基本協定期間の始期は平成25年4月1日とする。

### 2 参加資格要件

(1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)(以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 大分県内に本店(本社)が所在すること。

(3) 九州地方整備局(港湾空港関係を除く)における平成25・26年度地質調査業務に係る一般競争(指名競争)参加資格の申請を行っていること。九州地方整備局(港湾関係を除く)における平成25・26年度地質調査業務に係る一般競争(指名競争)参加資格の認定を平

成25年4月1日時点において受けていること。なお、認定されていない場合は、協定に選定されていた場合でも、選定を解除する(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。)

- (4) 九州地方整備局長から建設コンサルタント業務等に関し、資料提出締め切り時に指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (5) 佐伯河川国道事務所管内において、平成20年度以降に国、県、市、公団等が発注した地質調査の実績があること。
- (6) 九州地方整備局(港湾空港関係は除く。)が発注した業務のうち、平成20年度以降公告日までに完成した地質調査業務の実績がある場合においては、当該業務にかかる九州地方整備局の平均評価点が60点以上であること。(60点未満は資格無しとする。)
- (7) 緊急業務に対応する体制として、1人以上の技術士(総合技術監理部門(土質及び基礎、又は地質)又は建設部門(土質及び地質)又は応用理学(地質)又はRCCM(土質及び基礎、又は地質)あるいは地質調査技士を早急に対応させることができること。

### 3 技術資料の総合的な評価に関する事項等

- (1) 技術資料等説明書に示す評価項目について、評価基準に基づき評価する。

### 4 本基本協定に関する手続等

#### (1) 担当部局

〒876-0813 大分県佐伯市長島町4-14-14  
国土交通省 九州地方整備局 佐伯河川国道事務所 道路管理課  
担当: 道路管理課長 南部 祥隆  
電話0972-22-1880(代) (内線431)  
FAX0972-23-2747

#### (2) 技術資料等説明資料の交付期間、場所及び方法

- ① 交付期間: 平成25年2月12日(火)から平成25年2月26日(火)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時30分から17時00分まで。
- ② 交付場所: 〒876-0813 大分県佐伯市長島町4-14-14  
国土交通省 九州地方整備局 佐伯河川国道事務所 道路管理課
- ③ 交付方法: 手渡しによる交付

#### (3) 協定締結参加申請書及び資料の提出期間、場所及び方法

- ① 提出期間: 平成25年2月12日(火)から平成25年2月26日(火)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時30分から17時00分まで
- ② 提出場所: 上記(1)に同じ。
- ③ 提出方法: 持参又は郵送等(郵送は書留郵便に限る。託送は書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。)により提出する。

### 5 その他

- (1) 技術資料の作成要領協定締結業者の評価及び決定方法などの詳細については、「技術資料等説明書」による。
- (2) 別途公告する「佐伯河川国道事務所管内における災害時等復旧対策設計業務(測量及び設計)等に関する基本協定の締結」に同時に応募する場合は、「測量及び設計」と「地質」の希望順位を記載すること。基本的には両方同時の決定は行わない。



# 佐伯河川国道事務所管内における災害時等復旧対策調査業務（地質）等に関する基本協定区間



一般国道10号・東九州自動車道

浦江IC—北浦IC

10号 L=33.3km

東九州自動車道(施工区間) 佐伯～須崎間 L=約30km

延岡河川国道事務所 延岡国道維持出張所管理区間